

令和3年度

福島町議会

定例会5月会議会議録

令和3年5月28日 開会

令和3年5月28日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和3年5月28日（金曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○出 席 説 明 員	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	1 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町長あいさつ	3 頁
○管理職自己紹介	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第2 諸般の報告	4 頁
○日程第3 行政報告	5 頁
1 北海道への緊急事態宣言発令について 〔各課所管事項について〕 (1) 福祉課の所管事項について (2) 町民課の所管事項について (3) 産業課の所管事項について	
○日程第4 議案第1号 町税条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	6 頁
○日程第5 議案第2号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第2号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	8 頁
○休 会 の 議 決	9 頁
○休 会 宣 告	10 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	町税条例の一部改正について	5月28日	原案可決
2	令和3年度福島町一般会計補正予算（第2号）	5月28日	原案可決

令和3年度

福島町議会定例会5月会議

令和3年5月28日（金曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 町税条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第2号）

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 町税条例の一部改正について
日程第5 議案第2号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第2号）

◎出席議員（10名）

議長	10番	溝部 幸基	副議長	9番	平野 隆雄
	1番	花田 勇		2番	佐藤 孝男
	3番	平沼 昌平		4番	木村 隆
	5番	川村 明雄		6番	杉村 志朗
	7番	藤山 大		8番	小鹿 昭義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海 清春	副町長	工藤 泰
総務課長	小鹿 一彦	町民課長兼吉岡支所長	村田 洋臣

監査委員 本庄屋 誠

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷 浩行	議会事務局議事係長	福井 理央
--------	-------	-----------	-------

(開会 9時49分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

ただいまから令和3年度福島町議会定例会5月会議を開会いたします。

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

◎町 長 あ い さ つ

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会5月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会5月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

東京都など都市部を中心に3回目となる「緊急事態宣言」が発令され、徐々にその範囲が全国に拡大され、北海道においても2回目となる「緊急事態宣言」が5月31日まで発令されてございます。

このような状況のなかで、当町においては、5月7日から医療従事者の方々へのワクチン接種が始まっております。

なお、5月15日・16日の両日には82歳以上の高齢者の方の集団によるワクチン接種が行われ、詳細については行政報告に記載してございますし、また、本日資料をお配りさせていただいたところでございます。

また、行政報告に記載ありませんけれども、22日及び23日の2日間、第2クルールの集団接種が行われ、71歳以上の高齢者の方々528人のワクチン接種を終えております。これにより、医療従事者等の方々は概ね接種を終えており、65歳以上の高齢者の方々への接種率は現時点で52.8パーセントとなっております。当町におきましては、ワクチン接種が順調に進んでいるところでございます。

なお、6月20日までは65歳以上の高齢者の1回目の集団接種を終える予定となっております。

また、個別接種についても本日から接種を開始する予定となっております。

それでは、本日の案件についてですが、まず1点目が、町税条例の一部改正となっております。この度の国の令和3年度税制改正大綱に基づく改正によるもので、個人住民税における住宅ローン控除の見直し及び固定資産税の負担調整措置に関して、新型コロナウイルス感染症を考慮し、令和3年度から5年度まで継続する措置を講じ、令和3年度に限り、前年度の税額に据え置くための改正が主なものとなっております。

また、令和3年度の一般会計の補正予算が1件となっております。

なお、一般会計の補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症の経済対策として子育て世代生活支援金特別交付金が支給されることに伴う増額補正となっております。そのようなことでこの度は条例の一部改正が1件、さらに補正予算が1件の計2件の議案審議をお願いするものでございます。

なお、議案につきましてはこの後、担当課長から詳しく説明をさせていただきますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長の挨拶を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、4月1日付けの人事異動により、新たに昇任された管理職から申し出がありましたので、自己紹介を行います。

村田洋臣町民課長兼吉岡支所長。

○町民課長兼吉岡支所長（村田洋臣）

4月より町民課及び吉岡支所を担当しております村田と申します。
よろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

以上で、自己紹介を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
7番藤山大議員、8番小鹿昭義議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。
はじめに議会運営委員会の報告を行います。
3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和3年度定例会5月会議の開会に際し、本日開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、5月会議の審議日数については、本日1日を予定いたしましたので、議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会5月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査結果について報告を行います。

5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、諸般の報告の5ページをお開きください。

去る5月18日に調査した調査事件1「道立福島商業高等学校の存続対策事業」について報告をいたします。

福島商業高校の今年5月1日の1年生の在籍者は11名で、地域連携特例校の再編基準は回避したものの、以前厳しい状況にあります。

高校の今後の在り方については、昨年10月に調査し、道立高校での存続を前提に、「入学者の全国募集と寮の整備」等を目指す方向性の確認をしておりますが、この度、存続対策事業の内容を調査いたしました。当委員会は、青少年交流施設の整備等については、一定の理解をしましたが、次の事項について検討したいと考えております。

まず1、青少年の交流施設の運営についてであります。

当該施設は、全国募集入学生の生活拠点としての役割のほか、人材育成・成長の場としての意味合いも強い施設となることから、施設運営の方法は、先進地事例を参考に、また施設入所生の範囲、月額使用料の設定については、道内類似施設を参考に検討していただきたいと思っております。

なお、資料にはランニングコストの記載がありませんでした。早急に示されるよう指摘いたします。

次の2、魅力ある学校づくりについてであります。

魅力ある学校づくりは、全国募集を開始する高校にとって、青少年交流施設整備とともに大きな柱とな

っています。

現在の福島高校は、商業高校は他の全国募集している学校と比較すると、強みや魅力が少ないと考えられることから、「将来につながるイメージを持つ学校づくり」に連動する「教育課程・部活動・生徒支援の方向性づくり」に早急に取り組むべきと思慮いたします。

全国的に受験生の減少傾向が続き、入学者の獲得競争が激化する中、「魅力ある教育課程づくり」は、他の学校との差別化を図る上で大きな課題であります。「変動する時代が要求する人材の育成」「町の資源を活かした地域密着型授業」「進学・就職のための特色ある学校運営の支援」等を加味しまして、教育振興会とも連携しながら、北海道教育委員会と協議を進めることを願っております。

また、施設入所生への昼食の提供につきましては、全国募集のアピールポイントにもなりますので、是非検討してください。

次、3の総括意見でございます。

総括意見につきましては、上記の事項を含め、存続対策事業を進めるに当たって示されたスケジュールにつきましては、全国募集の開始までタイトな日程ですが、スケジュールに捕らわれず検討できるものは早急に進めるべきと思慮いたします。以上でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、常任委員会の所管事務調査結果についての報告を終わります。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

それでは、諸般の報告7ページをお開きください。

令和3年4月28日開催の第1回渡島西部広域事務組合議会臨時会の報告をいたします。

説明は、主な内容としますので、ご理解をお願いいたします。

1、臨時会の主な内容について。

施設の修繕費等の予算補正と4月19日入札執行の財産取得の併せて2件の議案審査であります。

2、行政報告の主な内容について。

消防関係で、北海道電力榑知内発電所の重油漏れ事故と行方不明者の捜索の2件の報告がありました。

詳しい内容は記載のとおりですので、後ほどご覧ください。

3、審議した議案の内容について。

議案第1号は、一般会計補正予算（第1号）です。

各施設の修繕費等395万8千円を追加し、予算総額を15億4,349万6千円としました。

主な補正内容は、記載のとおりでございます。

議案第2号は、松前消防署の高規格救急自動車の購入に係る財産の取得であります。

契約金額は2,925万6,867円、契約の相手は木古内町の函館トヨタ自動車株式会社木古内店でございます。詳しい内容につきましては、議会事務局に議案等を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和3年度福島町議会定例会5月会議の開催にあたり、定例会3月第2回会議以降の行政報告を申し上げます。

1 北海道への「緊急事態宣言」発令について。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、5月16日から5月31日まで北海道に第2回目となる「緊急事態宣言」が発令されております。

なお、感染拡大が著しい札幌市や旭川市など10市町村が「特定措置区域」に指定され、より強い対応が求められたところであり、その他の地域は「措置区域」となっております。

当町は、「措置区域」に指定されたことから、飲食店への時短営業要請や道の駅と両記念館等は休館し、吉岡温泉については、平日のみ午後8時まで営業しております。

今後も、引き続き感染予防対策に努め、町内から感染者を出さないよう万全を尽くしてまいります。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

(1) 福祉課の所管事項について。

医療従事者及び陽光園入所者並びに65歳以上の高齢者への新型コロナワクチン接種については、5月7日に医療従事者等の接種が始まり、高齢者を対象とした集団接種は5月15日から総合体育館で始まっております。

現在、医療従事者等対象者148人になりますけれども、接種についてはほぼ終了し、高齢者の接種については、1回目の接種が82歳以上まで終了しております。対象予定者1,491人の約19パーセントの277名が接種を終えております。ただ、ご挨拶で申し上げましたとおり、先般も行われましたので、状況については資料をもって報告に代えさせていただきたいと思っております。

集団接種につきましては、今後、ワクチンの供給状況を見極めながら2回目の接種を含め、6月に6日間、7月に2日間予定しており、なお、医療機関による個別接種につきましては、本日から接種を開始することとなっておりますけれども、ワクチンの供給に基づき順次進めてまいりたいと思っております。集団接種と併せ7月末までには接種希望した65歳以上の方の完了を見込んでおり、引き続き、医療機関と連携を図りながら町民の皆さまの安心・安全の確保に万全を期してまいりたいと思っております。

若干、報告文面と違ったところ報告させていただきましたので、ご了承いただきたいと思っております。

(2) 町民課の所管事項について。

5月14日、千軒地区から三岳地区の国道228号沿線、約9キロメートルの区間で、千軒町内会、建設業協会、北海道電力福島ネットワークセンター、松前警察署福島交番の協力のもと清掃活動を実施し、4トンダンプ約4台分のゴミや不法投棄物を回収しました。

なお、多くの不法投棄が見受けられましたので、国道管理の函館開発建設部と連携を図りながら、監視体制の強化に努めてまいります。

(3) 産業課の所管事項について。

国の直轄事業により、令和2年度に着工した福島漁港船揚場の屋根施設については、5月31日をもって完成予定となっております。

町では、6月1日の供用開始に先立ち、竣工を祝して、同日テープカットセレモニーの開催を予定しているところでございます。町の主な主催事業及び行事等につきましては、別途記載してございますので、参照いただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

◎議案第1号 町税条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第4 議案第1号 町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

それでは、議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 町税条例の一部改正について。

町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月28日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の1ページをお開き願います。

議案第1号関係、町税条例の一部改正についてでございます。

1 提案の理由について。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

2 主な改正内容について。

主な改正内容は、国の令和3年度税制改正大綱によるものであり、次のとおり条例の改正をしようとするものでございます。

(1) 個人町民税。

①住宅ローン控除の見直しについて。

所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じく控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずるための改正を行うものでございます。

なお、現行制度と同様に、減収額は全額国費で補填されます。

(2) 固定資産税。

①土地にかかる固定資産税等の負担調整措置について。

令和3年度から令和5年度までの間、措置年度において価格の下落修正を行う措置を含め、土地に係る負担調整措置を継続します。その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を講ずるための改正を行うものでございます。

2ページをお開き願います。

(3) 軽自動車税。

①環境性能割の税率区分の見直し、臨時的軽減の延長。

ア 軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しについて。

次の表のとおり、新たな燃費基準の下で、税率の適用区分を見直すための改正を行うものでございます。続きまして。

イ 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について。

令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車を対象とする環境性能割の税率を1パーセント分軽減する臨時的軽減措置について、適用期限をさらに9カ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするための改正を行うものでございます。

なお、この措置による減収額は全額国費で補填されます。

②種別割のグリーン化特例の見直しについて。

種別割において講じている、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置について、対象区分の重点化及び基準の切り替えを行い、適用期限を2年間延長するための改正を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

3 施行期日について。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用します。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行します。

(1) 第1条中町税条例第33条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日。

(2) 第1条中町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日。

なお、議案の1ページから24ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、町税条例の一部改正についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第1号は可決いたしました。

◎議案第2号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第2号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の25ページをお開き願います。

今回の一般会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、低所得の子育て世帯への国からの特別給付金支給に係る追加補正となっております。

それでは、議案第2号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度福島町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,570万7千円とする。

令和3年5月28日提出、福島町長。

まず、歳出からご説明いたしますので、説明資料の5ページをお開き願います。

3款民生費、2項児童福祉費、5目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、事務事業予算名も同様で281万円の追加となっております。主な増減は、フルタイム会計年度任用職員の給料が58万5千円、職員手当で22万9千円、共済費20万6千円、需用費で消耗品が13万5千円、印刷製本費9万5千円、役務費で通信運搬費が1万円。そして、子育て世帯生活支援特別給付金が155万円となっております。

内容につきましては、児童手当等受給世帯のうち、住民税均等割が非課税の世帯に対し児童1人あたり5万円を支給することとしております。

次に4ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

13款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、3節で子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金で155万円、4節で子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金で100万円の追加となっております。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金16万1千円の追加は、今回の補正に係る財源調整による増額で、これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は1億7,916万1千円となります。

19款諸収入、5項1目雑入、4節保険料負担金収入、会計年度任用職員等社会保険料負担金収入が9万9千円となっております。

以上で、議案第2号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第2号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第2号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本定例会5月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和3年度定例会を休会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和3年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。
どうもご苦労様でした。

(休会 10時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 藤 山 大

署 名 議 員 小 鹿 昭 義